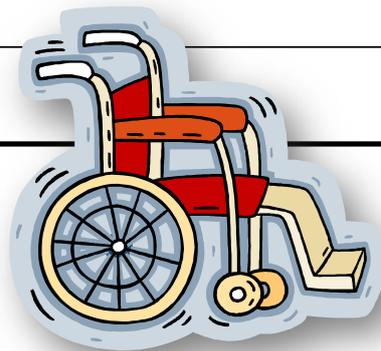
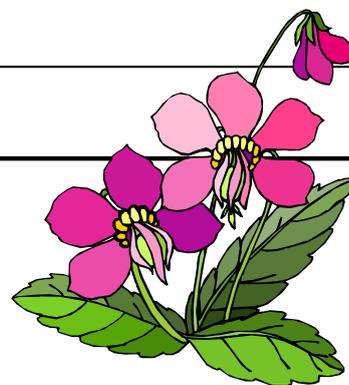


補装具費支給制度													
内容	身体に障がいのある方に、補装具(身体機能を補うための用具)の交付と修理を行います。												
対象	身体障がいをお持ちの方で、障がいに関わる補装具の交付又は修理が必要な人												
	対象となる障がい	補装具の種類											
	視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡											
	聴覚障がい	補聴器											
	肢体不自由	義肢、装具、車椅子、歩行器、歩行補助つえ											
その他	利用者負担は原則1割負担 (ただし、所得に応じて次のとおり一定の負担上限額を設定)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得区分</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> </tr> </tbody> </table>		所得区分		負担上限月額	一般	市町村民税課税世帯	37,200円	低所得	市町村民税非課税世帯	0円	生活保護	生活保護受給世帯
	所得区分		負担上限月額										
	一般	市町村民税課税世帯	37,200円										
低所得	市町村民税非課税世帯	0円											
生活保護	生活保護受給世帯												
手続き	<p>次のものを持参のうえ申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書(指定の様式があります。事前にご相談ください。)</li> <li>・補装具の見積書</li> <li>・認印</li> <li>・個人番号がわかるもの</li> </ul> <p>※申請いただいた後、直接ご本人の様子や補装具の利用状況などの聞き取りをさせていただきます。</p> <p>※必ず、支給決定後に補装具を購入してください。決定前に購入すると助成対象となりませんので、ご注意ください。</p>												
窓口	福祉課 76-1815												



## 5、福祉用具の購入

日常生活用具給付事業																			
内容	<p>重度の障がいのある方が、より日常生活を過ごしやすいようにするために必要な用具を給付します。利用者負担は原則1割負担です。</p> <p>(ただし、所得に一定の負担上限額を設定。補装具費支給と同基準→P17へ)</p>																		
対象者	<p>おおむね2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害部位</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下肢・体幹機能</td> <td>便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他</td> </tr> <tr> <td>肢体・言語</td> <td>火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td>特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他</td> </tr> <tr> <td>視覚</td> <td>ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災報知器、自動消火器、音声式体温計、音声式体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読み上げ装置、その他</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置、通信装置、自動消火器、その他</td> </tr> <tr> <td>じん臓</td> <td>透析液加温器</td> </tr> <tr> <td>呼吸器</td> <td>酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター</td> </tr> <tr> <td>膀胱・直腸</td> <td>ストマ用装具、紙おむつ、収尿器</td> </tr> </tbody> </table>	障害部位	品目	下肢・体幹機能	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他	肢体・言語	火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他	上肢	特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他	視覚	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災報知器、自動消火器、音声式体温計、音声式体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読み上げ装置、その他	聴覚	屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置、通信装置、自動消火器、その他	じん臓	透析液加温器	呼吸器	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター	膀胱・直腸	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
	障害部位	品目																	
	下肢・体幹機能	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他																	
	肢体・言語	火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他																	
	上肢	特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他																	
	視覚	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災報知器、自動消火器、音声式体温計、音声式体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読み上げ装置、その他																	
	聴覚	屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置、通信装置、自動消火器、その他																	
	じん臓	透析液加温器																	
	呼吸器	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター																	
	膀胱・直腸	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器																	
手続き	<p>次のものを持参のうえ申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活用具の見積書</li> <li>・認印</li> </ul> <p>※必ず支給決定後に、用具の購入をしてください。決定前に購入されると、助成対象となりませんので、ご注意ください。</p>																		
窓口	福祉課 76-1815																		



所得税・住民税	
内容	納税者本人又は控除対象配偶者・扶養親族が障がいのある方の場合、所得税及び住民税を課税する際に、一定の金額が控除されます。また、障がいのある方の合計所得金額が125万円以下の場合は、住民税が非課税となります。
対象者	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がいのある方 ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方…特別障害者控除 ②①以外の障害者手帳所持者…障害者控除
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・認印
窓口	所得税：新城税務署 0536-22-2141 住民税：税務会計課 76-1814

自動車税・自動車取得税	
内容	障害者手帳をお持ちの方、または生計を一緒にする家族などが所有する自家用車の自動車税及び自動車取得税が減免されます。障がいのある方一人につき1台までです。また、使用状況などにより対象外となる場合もあります。
対象者	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がいのある方 ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②①以外でも対象になる場合があります。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・認印
窓口	自動車税及び自動車取得税： 東三河県税事務所 0532-54-5111 新城駐在室 0536-23-2111 軽自動車税：税務会計課 76-1814

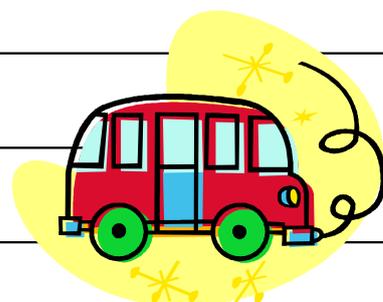
## 7、交通に関する制度

高速道路・有料道路	
内容	通常の半額の通行料金に割引されます。本人又は家族などが所有する車両1台を、事前に登録してください。ETC割引の利用もできます。
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方で、自ら運転される場合 ②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方の移動のために介護者が運転する場合
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・車検証 ・ETCカード及び車載器管理番号の分かるもの
窓口	福祉課 76-1815



町営バス	
内容	通常の半額の運賃に割引されます。バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を見せてください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その付き添いの方
窓口	総務課 76-0501

予約バス	
内容	予約すれば、自宅近くのバス停から予約バスに乗ることができます。(その都度、予約が必要です。) また、障害者手帳をお持ちの方は、通常の半額の運賃に割引されますので、予約バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を見せてください。
対象者	予約バスの登録をしている方
手続き	予約バスの登録をしてください。
窓口	総務課 76-0501



移動支援	
内容	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出の支援をします。基本的に、利用にかかる経費の1割を負担していただきます。(ただし、所得に一定の負担上限額を設定。福祉サービス支給と同基準 →P79へ) ※町内には実施しているサービス事業所はありませんが、近隣の市町村にあるサービス事業所を利用することができます。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	福祉課 76-1815

運転免許取得費の助成	
内容	障がいのある方の就労などの社会参加や自立を支援するために、運転免許取得費用の一部を助成します。1人につき1回限りで、免許取得にかかった費用の2/3以内の額(ただし、10万円を限度とする)を助成します。
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、就労などのために自動車の運転免許を取得する方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・かかった費用の明らかになるもの(領収書など) ・助成費を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	福祉課 76-1815



7、交通に関する制度

自動車改造費の助成	
概要	障がいのある方の就労などの社会参加や自立の支援のために、自動車改造費の一部を助成します。操行装置及び駆動装置などの改造にかかる費用で10万円を限度とします。改造前に申請していただく必要がありますので、事前にご相談ください。
対象者	以下の5つ全てに該当する方 ①町内にお住まいの方 ②身体障害者手帳をお持ちの方 ③「免許の条件」が記入された運転免許証をお持ちの方 ④就労などのために、自ら所有し運転する車の、操行装置及び駆動装置などの一部に改造が必要な方 ⑤前年の課税所得が一定額を超えない方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・改造施行業者の見積書 ・仕様書(カタログ) ・認印 ※必ず助成決定後に、改造してください。決定前に改造されますと、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
窓口	福祉課 76-1815



駐車禁止の除外	
概要	身体等の障がいにより歩行が困難な方が、日常生活の移動をしやすくするために、駐車禁止規制の適用を除外するものです。
対象者	県公安委員会から駐車禁止除外指定者標章の交付を受けられる者
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳 ・認印
窓口	設楽警察署 0536-62-0110

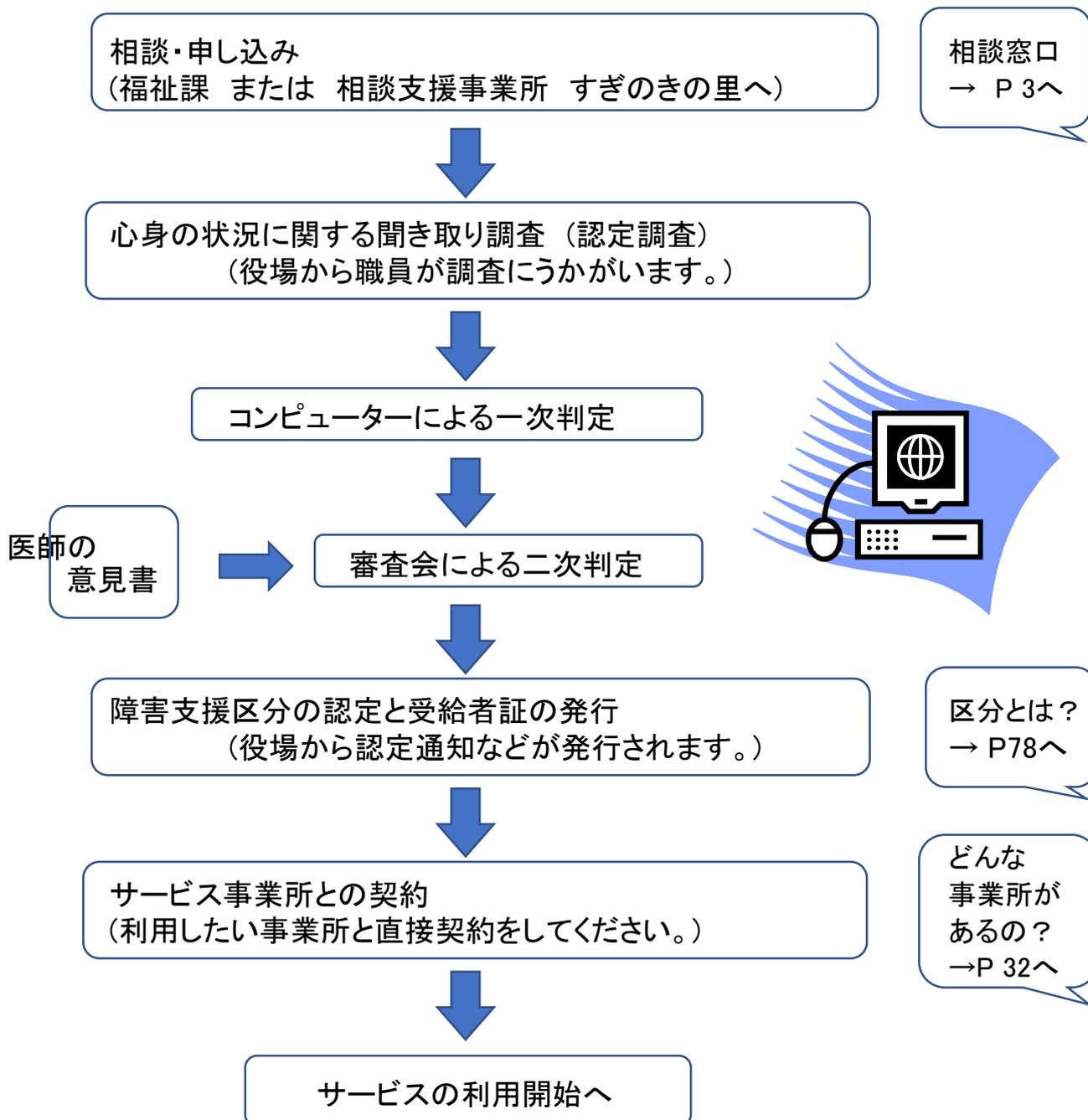
ゆめ工房	
概要	障がいをお持ちの方が集まって、週1回、創作活動をしています。年に1度、東栄フェスティバルでの出店を目指し、作品作りをしています。
対象者	障がいをお持ちの方
窓口	福祉課 76-1815



## 障害福祉サービスの利用の仕方

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

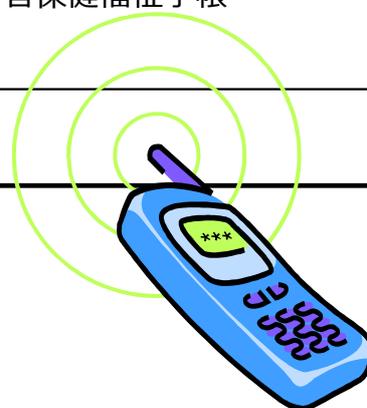
**まずは、センター福祉課 または 相談支援事業所にご相談ください。**



NHK受信料免除	
概要	障害者手帳をお持ちの方がみえる世帯で、一定の要件を満たす場合に、NHK受信料が免除されます。
対象者	<p>〈全額免除〉</p> <p>①障害者手帳をお持ちの方がいる町民税非課税世帯</p> <p>〈半額免除〉</p> <p>②契約者が重度障がいのある方で、世帯主の方</p> <p>③契約者が視覚障がいのある方で、世帯主の方</p> <p>④契約者が聴覚障がいのある方で、世帯主の方</p>
手続き	<p>次のものを持参のうえ申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・認印</li> </ul>
窓口	福祉課 76-1815



携帯電話に関する割引サービス	
概要	障害者手帳をお持ちの方への割引制度があります。各電話会社によって割引内容は違います。
対象者	障害者手帳をお持ちの方
手続き	<p>次のものを持参のうえ申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・認印</li> </ul>
窓口	各電話会社

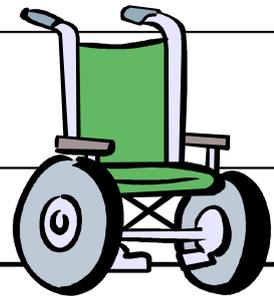


10、その他の制度

配食サービス	
概要	お年寄りや身体障がいのある方のみの世帯に、食生活の改善と健康保持を目的に、週1～2回、栄養バランスのとれた食事を低額でお届けします。
対象者	お年寄りのみの世帯・お年寄りと身体障がいのある方のみの世帯
手続き	窓口にて申請してください。
窓口	福祉課 76-1815

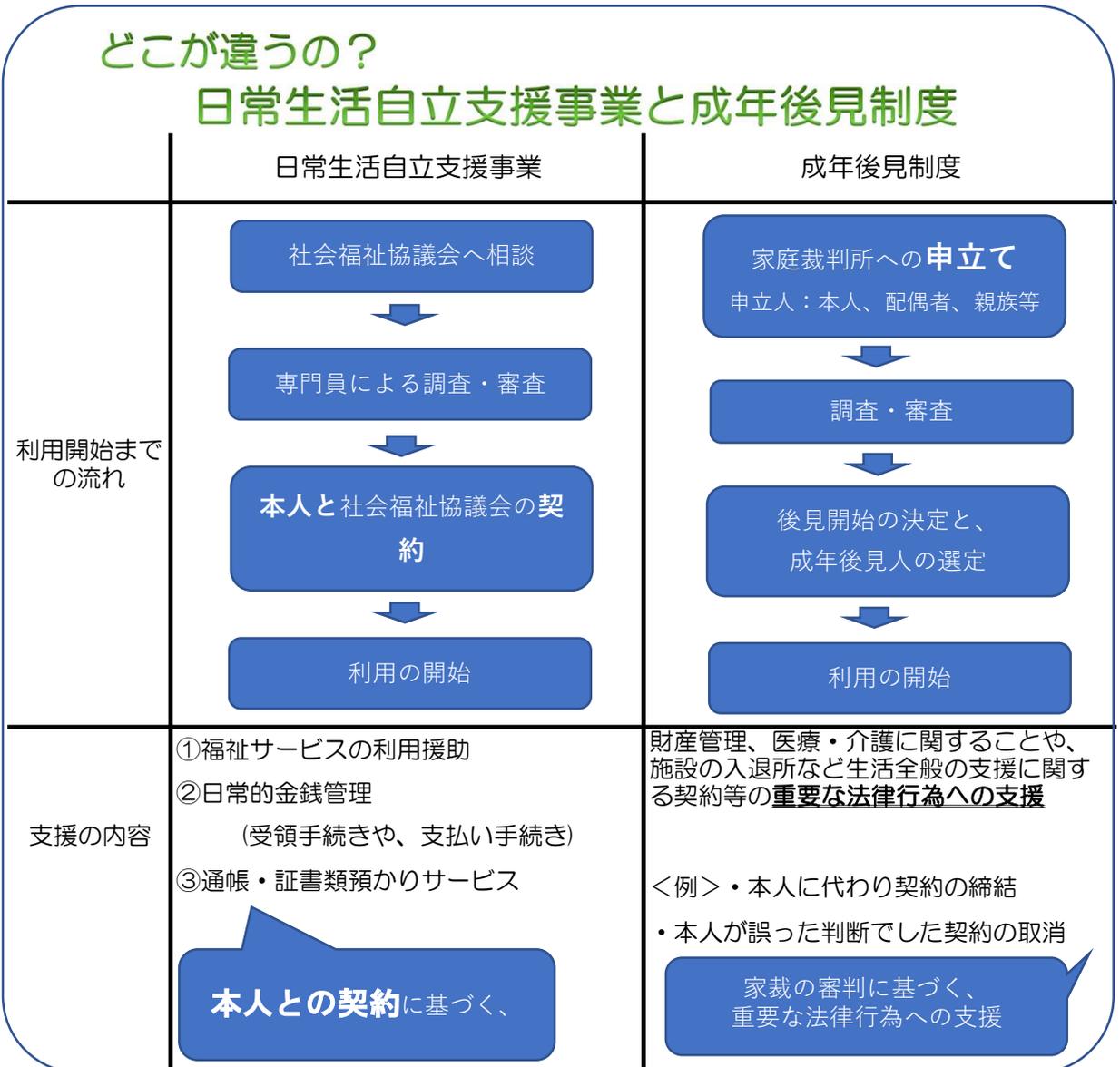


車椅子のレンタル	
概要	移動の際に車椅子が必要な方へ、一定期間、レンタルを行っています。
対象者	一人での歩行が困難な方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	社会福祉協議会 76-1740



日常生活自立支援事業	
概要	日常生活に不安を抱えている知的障がいのある方や、精神障がいのある方、または認知症のお年寄りなどで、自分一人で契約などを判断することが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理をするのに不安のある方に、日常的なお金の出し入れ等のお手伝いをします。
対象者	障害者手帳などをお持ちで、金銭管理などに不安のある方
窓口	社会福祉協議会 76-1740

成年後見制度	
概要	知的障がいのある方や、精神障がいのある方、または認知症のお年寄りなどで、契約などについて十分な判断ができない状態の方が、財産の管理や契約をするときに不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方の援助をしてくれる人を付けてもらう制度です。
対象者	知的障がいのある方や、精神障がいのある方、または認知症のお年寄りなどで、契約などについて十分な判断ができない状態の方
窓口	愛厚すぎのきの里 相談支援事業所：79-3421 福祉課：76-1815



# 団体紹介



東栄町内で活動している、  
障がいをお持ち  
の方が集う会の紹介

団体名	東栄町身体障害者福祉協議会	
所在地	東栄町大字本郷字南万場14番地1	
電話	TEL 76-1740	FAX 76-1745
対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他	
活動内容	<p>身体障害者手帳の交付を受けている人を対象としています。</p> <p>① スポーツ交流会</p> <p>② 研修旅行</p> <p>③ 機能回復訓練</p>	
料金等	年間 200円	
コメント欄	<p>東栄町に住む身体障害者が共に生活できる社会の実現を目指して活動しています。町内の一人でも多くの障害者が東栄町身体障害者福祉協議会に集い、障害者が地域で自立し安心して暮らすことができる社会の実現ができるように頑張りましょう。</p> <p>新規会員を募っています。</p>	
事務局 (申込先)	東栄町社会福祉協議会 76-1740	

団体紹介

団体名	ひとみの会	
所在地		
電話	TEL	FAX
対象者	身体 ・ 知的 ・ 精神 ・ 介護保険 ・ その他	
活動内容	・ 親睦会を通して、現況報告などを行っている。	
料金等	現在は、定期的な活動はないため、特になし。 (ただし、親睦会等がある時は、実費分。)	
コメント欄	平成2年に、役場保健師の声かけにより、障がいのある児童とその親の会として「療育の会」発足。平成3年に、会員により「ひとみの会」と名前が付いた。当時は、障がいのある児童のいる8家族の他、保育園長、児童相談所心理判定員、福祉士、家庭相談員、保健所、役場福祉課等も参加していた。活動は、昼食会、話し合い、相談などをしてきた。現在は、本人たちが就学期を過ぎた為、会としての活動は特になく親睦会として現況報告などを行っている。	
事務局 (申込先)	現在は活動していませんが、入会希望または詳しく知りたい場合は、福祉課へご連絡ください。 福祉課 : 76 - 1815	